

令和4年12月13日

【照会先】

東京労働局労働基準部監督課

監督課長 瀬戸 邦央

主任監察監督官 若山 匡秀

電話 03 - 3512 - 1612

建設業のベストプラクティス企業への職場訪問を実施しました

～ 東京労働局長が建設業を営む成友興業株式会社を訪問 ～

東京労働局（局長 辻田博）は、「過重労働解消キャンペーン」等の取組の一環として、令和4年11月25日（金）に、ベストプラクティス企業（時間外労働の削減等を含む働き方改革に積極的に取り組む企業）への東京労働局長による職場訪問を実施しました。

建設業においては、令和6年4月1日からの時間外労働の上限規制の適用に向け、長時間労働削減に関する自主的な取組が急務となっており、建設業で積極的な取組を行っている企業として、成友興業株式会社を訪問し、働き方改革に関する各種取組の状況やその効果について確認しましたので、その内容を公表します。

東京労働局では、今後も時間外労働の削減等に向け、このような積極的な企業の取組を広く紹介し、各企業における働き方改革の取組を促進していきます。

【訪問の概要】

1 訪問企業

企業名：成友興業株式会社
せいゆうこうぎょう

本社所在地：東京都あきる野市草花 1141 - 1

従業員数：240名（令和4年11月1日現在）

事業内容：建設工事業、産業廃棄物処理業、汚染土壌処理業等

2 訪問当日の状況

当日は、同社会議室で代表取締役細沼順人氏から働き方改革の取組状況についてご説明をいただき、その後、労働時間管理の状況等の確認のため事務所等の巡回を行いました。また、工事現場とオンラインでつないで、ICTの活用状況の確認や現場代理人等の従業員の方々と意見交換を行いました。



辻田労働局長（左）と細沼代表取締役（右）



働き方改革の取組について細沼代表取締役から説明を受けている様子

（裏面に続く）

3 働き方改革の主な取組事例

ICT（情報通信技術）の積極的な活用

工事現場の各種測量や設計データ・出来形管理図・検査書類等の作成に、ドローンや3次元CADソフト等を活用することにより作業時間の大幅な削減を達成。また、ICT搭載の重機を導入することにより、熟練者でなくとも操作が可能となるなど、人繰りも容易となった。



ICT重機を用いた掘削の様子
写真左は操縦席からの眺め
(掘削状況が表示されたモニター画面を参照しつつ操作)

元請工事現場における4週8閉所の確保

若年層の「土日は休みたい」というニーズをくみ取り、工事現場の4週8閉所の取組を先駆けて着手。余裕ある工期設定や、写真整理・書類作成等のバックオフィス機能を担う人員を積極的に採用して現場作業の負担を軽減し、自社が元請の現場で概ね実現している。

スマートフォンを利用した労働時間管理システムの導入

工事現場で働く従業員にスマートフォンを利用した労働時間管理システムを導入し、会社事務所でなくとも勤務開始・終了の打刻が可能となり、直行直帰に対応。また、随時、時間外労働の状況を把握することができ、労働時間削減の意識向上につながっている。

メンター制度等の人材定着のための取組

新入社員に年齢の近い先輩社員をメンターとして配置し、業務に限らず相談のできる場を設ける「メンター制度」を導入し、人材の定着を促進。また、育児を理由に離職を考えていた従業員からの話を契機に、テレワークを導入し、継続勤務可能な環境を整備していた。

協力会社（下請企業）の人材確保への支援

建設業の持続・発展のためには、自社だけでなく、協力会社（下請企業）の人材確保も重要と考え、協力会社へ支払う労務経費を10%増加させ、協力会社の職人の賃金形態を日給制から、より安定した収入となる月給制へ移行するよう促す取組を実施。また、協力会社の職人が各種資格を取得する際の費用を助成し、資格取得を促している。



労働時間の管理状況について説明を受けている様子



オンラインで従業員の方と意見交換をしている様子

4 取組の効果

時間外労働時間数の状況

月の時間外労働が80時間を超える従業員は、平成30年には17名（全従業員の8.4%）いたが、現時点では0名となり、時間外労働の上限規制（月100時間未満、複数月平均80時間）に対応できている。なお、令和3年の月平均時間外労働時間数は26.5時間。

年次有給休暇取得日数の状況

年次有給休暇の年平均取得日数は、平成30年の9.6日から、令和3年の12.3日に増加。

若手社員の定着の状況

新入社員の入社後1年の離職者は、平成30年の2名から、令和3年には0名に。建設技術者の平均年齢は31.6歳と若年層が建設事業を担っている状況。